

2019年1月28日

ビジネス実務法務検定試験®完全合格テキスト2019年度版をご利用の皆様へ
テキストP426「JAS法」に関する補足説明

著者 塩島 武徳

「日本農林規格等に関する法律（以下「本法」とします。）」が2018年4月1日から施行されました。本法は、従来のJAS法（農林物資の規格化等に関する法律）の規定に加え、海外への「輸出力強化」のため、JAS規格を戦略的に制定・活用できる枠組みを整備することで、JAS規格の国際化推進を図ることを目的としています。

本法は「JAS法改正」の形式で施行されており、つきましては、試験対策として以下のポイントをご一読下さい。

「日本農林規格等に関する法律」のポイント
① JAS規格の対象を、従来の「モノ（農林物資や食品）の品質」から、その「生産方法（プロセス）、取扱方法（サービス等）、試験方法」等にまで拡大する。
② 現行の認証の枠組みを拡充するとともに、国際基準に適合する試験機関を農林水産大臣が登録するという「登録試験業者制度」を創設する。
③ JAS規格の活用が図られるよう、JAS制度の普及や専門人材の育成・確保、及び国際機関・国際的枠組みへの参画等を国の努力義務とする。
④ 以上を踏まえ、JAS法の名称を「日本農林規格等に関する法律」に改称する。

なお、「JAS規格制度」以外にも、従前からJAS法に規定されていた（テキスト記載の）「品質表示等の適正化（JAS法19条の13、19条の14）」や「JASマーク等の不正使用者に対する刑罰規定（JAS法12条、24条、29条）」は、本法内にも継続して規定されています（本法59条、61条、8条、76条、81条）。

以上